

# 流域治水に関する取組み

令和8年5月25日

重信川流域治水協議会  
重信川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. 流域治水に関する取組について

## 2. 流域治水対策等の主な支援事業集(令和7年4月更新)

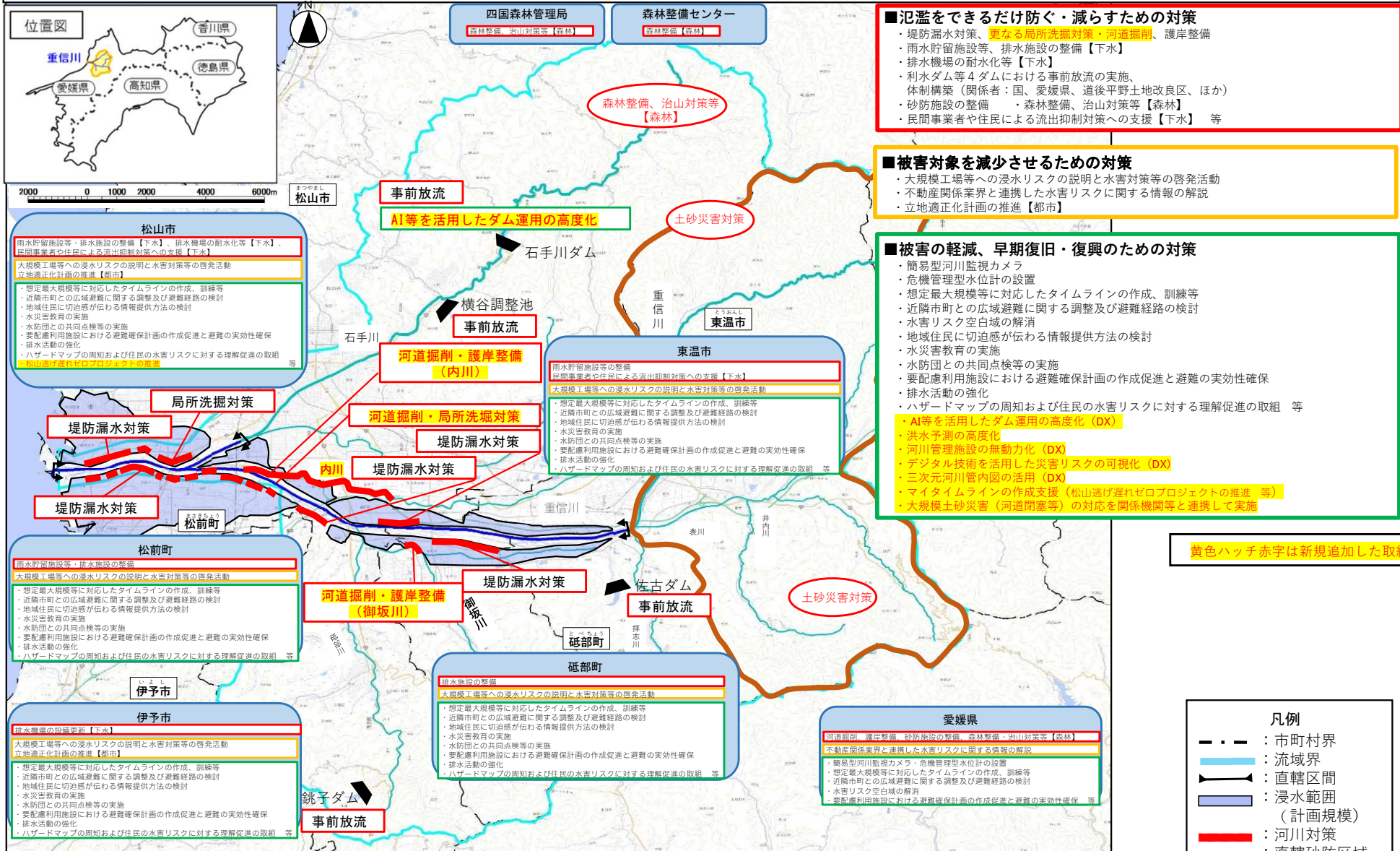
## 3. 国土強靱化実施中期計画を踏まえた河川・ダム事業の 「見える化」について

# 重信川水系流域治水プロジェクト【位置図】

R6.3更新 (2.0策定)

～足立重信の築いた伊予の暮らしと産業を守る流域治水対策～

○令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したこと等を踏まえ、重信川水系においても以下の取り組みを一層推進していくものとし、更に大田管理区間においては、戦後最大の平成13年6月洪水に対し、2℃上昇時の降雨量の増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を安全に流下させるとともに、多自然川づくりを推進します。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指します。



○（別紙－２）概ね５年で実施する取組（R7年度更新）

項目	事項	内容	進捗	課題の対応	目標時期	取組機関	松山市		伊予市		東温市		松前町		砥部町		愛媛県		気象台		四国地整		
							実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容
1)ハード対策の主な取組																							
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																							
		・中小河川では、洪水時の避難等に活用する水位計を必要に応じて整備	継続（見直し）	J	引き続き実施	四国地整 愛媛県												・中小河川では、洪水時の避難等に活用する水位計を必要に応じて整備	引き続き実施			・今後の河川の出水状況を踏まえ、必要に応じ整備	引き続き実施
		・避難行動に必要な映像提供を考慮した洪水に対してリスクの高い区間を監視するためのCCTVカメラ（簡易型河川監視カメラ含む）の追加設置	継続（見直し）	I、J W、X	令和7年度まで	愛媛県 四国地整											・今後の河川の出水状況を踏まえ検討	引き続き実施			・CCTVカメラ等で視認出来ない範囲を追加設置	R7年度まで	

○ (別紙-2) 概ね5年で実施する取組 (R7年度更新)

項目	事項	内容	進捗	課題の対応	目標時期	取組機関	松山市		伊予市		東温市		松前町		砥部町		愛媛県		気象台		四国地整	
							実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2)ソフト対策の主な取組 ①急激な水位上昇に対する円滑かつ迅速な避難行動のための取組																						
■情報伝達、避難計画等に関する取組																						
		・リアルタイムの情報提供やプッシュ型情報の発信及び連絡網の整備の継続的な実施、ホットラインの継続・確認 ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認	継続(見直し)	H、I、O、P	引き続き実施	各市区、愛媛県、松山地方気象台、四国地整	登録制メールを「モバイル松山消防」から「まつやま防災メール」に改称 ・引き続き、防災メール等の登録の促進を図る ・中小河川の水位情報(危機管理型水位計)をどのように活用すべきか検討	R3.3~	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		・想定最大規模降雨に伴う洪水に対応したタイムライン作成、関係機関の連携状況、近年災害(複数箇所・複数市町における同時破壊も想定)等を踏まえた精度向上並びに訓練の実施 ・小野川におけるタイムラインを作成 ・各市町等のタイムラインに関する情報の一元化を目指すし、広川流域緊急タイムラインで実施しているWeb会議による情報共有システムの構築を実施	継続(見直し)	C、D、E	引き続き実施	各市区、愛媛県、気象台、四国地整	タイムラインは随時更新 ・国、県が実施するタイムラインによる訓練への参加 ・市独自の水道図上訓練でタイムラインを活用	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		・想定最大規模降雨に伴う洪水対応の避難計画、近隣市町との広域避難に関する検討及び避難経路の検討	継続(見直し)	F、G、K、L	引き続き実施	各市区、愛媛県、四国地整	国が実施する広域避難に関する検討に合わせて近隣市町との広域避難に関する調整、避難経路の検討 ・災害時の避難経路について、各家庭で話し合うよう、周知啓発 ・中小河川の浸水想定区域図を踏まえて避難方法を検討	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		・出水状況等に応じた洪水予報文の改良	継続(見直し)	B	引き続き実施	松山地方気象台、四国地整																
		・水害リスク空白域の解消	継続(見直し)	A、J	令和3年度から検討実施	愛媛県																
		・ハザードマップの周知および住民の水害リスクに対する理解促進の取組	継続	A、K	令和3年度までに作成(配布は随時)	各市区	統合型防災マップ(まつやま防災マップ)を見直し、想定最大規模の浸水想定を掲載して全戸配布 ・新たに浸水想定区域が公表されれば、ハザードマップを作成・希望者配布	令和9年3月 令和9年4月以降	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		・地域住民に「切迫感」が伝わる情報提供方法を検討	継続(見直し)	H、I	引き続き実施 令和4年度までに実施	各市区、四国地整	「まつやま防災メール」の利用促進を継続して実施 ・避難情報発令時はプッシュ型発信(緊急速報メール)を実施 ・緊急速報メールは図上訓練等で操作法等を習熟	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施	引き続き実施
		・誰もが目につく構脚への水位の危険度レベルの表示	継続	B	令和7年度までに実施	四国地整																

○（別紙－２）概ね５年で実施する取組（R7年度更新）

項目	事項	内容	進捗	課題の対応	目標時期	取組機関	松山市		伊予市		東温市		松前町		砥部町		愛媛県		気象台		四国地整	
							実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2)ソフト対策の主な取組 ①急激な水位上昇に対する円滑かつ迅速な避難行動のための取組																						
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																						
		・避難を促す緊急行動等の確認を行うための首長出席による減災対策協議会の開催及び重要水防箇所等の共同点検の実施	継続（見直し）	C	毎年出水時期までに実施	各市町、愛媛県、四国地整	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加 ・毎年出水期前に国からの通知を確認後、関係機関共同での点検を実施	毎年出水時期までに実施	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加 ・毎年出水期前に国からの通知を確認後、関係機関共同での点検を実施	毎年出水時期までに実施	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加 ・毎年出水期前に国からの通知を確認後、関係機関共同での点検を実施	毎年出水時期までに実施	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加 ・毎年出水期前に国からの通知を確認後、関係機関共同での点検を実施	毎年出水時期までに実施	・国が実施するトップセミナー及び共同点検の参加 ・毎年出水期前に国からの通知を確認後、関係機関共同での点検を実施	毎年出水時期までに実施	・中予減災対策協議会において関係者に避難活動の充実を図る啓発を実施 ・関係者で重要水防箇所の合同点検等を実施	毎年出水時期までに実施			・避難を促す緊急行動等の確認を行うための首長出席による減災対策協議会の開催及び重要水防箇所等の共同点検の実施	毎年出水時期までに実施
		・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料の作成・配布	継続	B、I、J、O	引き続き実施	各市町、愛媛県、四国地整	・市webによる広報・周知 ・総合防災訓練等で広報ブース設置	引き続き実施	・河川管理者等が作成したチラシ等による広報・周知 ・随時、防災情報について広報誌等に掲載	引き続き実施	・毎年土砂災害防止月間に合わせて水害についての広報活動を実施	引き続き実施	・広報誌や町のweb、フェイスブックを通じた啓発	引き続き実施	・災害情報提供のチラシ等による広報・周知検討	引き続き実施	・えひめ河川メールや重要水防箇所のチラシ配布 ・多様な機会を活用しチラシを配布するなど、利用促進活動を引き続き実施	引き続き実施	・気象庁HPに新たな防災気象情報に関する特設ページを開設し、避難情報の発令に対する住民の避難行動につながる危機意識の啓発（2025.12.16）	自治体などの防災関係機関や報道機関等と連携した周知広報に取り組む	・水災害広報の充実として引き続き出水があった場合、水災害等に関するチラシを配布 ・水防工法の模型展示等による広報の充実 ・浸水想定区域のわかりやすい情報提供の検討を実施 ・水位情報における住民の理解度の向上方策の検討（水位情報と避難情報のリンクの理解）	引き続き実施
		・小中学校等における水災害教育を引き続き実施 ・避難確保計画作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育の実施については、協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有	継続（見直し）	B、I、H	引き続き実施	各市町、愛媛県、四国地整	・小中学校の避難確保計画作成、訓練等について支援 ・講演依頼の要請を受けたところから毎年実施 ・松山市立の全ての中学1年生が授業で「マイ・タイムライン」を作成し、松山市マイ・タイムライン防災アプリを通じて家族と共有する取組を毎年実施。	引き続き実施	・講演依頼の要請を受けたところから出前講座・訓練への参加・協力を毎年実施 ・避難確保計画作成、訓練等について支援 ・民生委員や伊予農高など、防災啓発の範囲を広げていく	引き続き実施	・要請に応じ、出前講座により水災害教育を実施 ・避難確保計画作成、訓練等について支援	引き続き実施	・教育委員会・各小中学校と実施方法等について検討 ・避難確保計画作成、訓練等について支援	引き続き実施	・教育委員会との連携の下で研究していく ・避難確保計画作成、訓練等について支援	引き続き実施	・要請に応じ、出前講座により水災害教育を実施 ・避難確保計画、訓練等について、関係市町と調整して支援を行う	引き続き実施			・引き続き、防災教育の支援を実施 ・改めて避難確保計画作成状況等を確認し引き続き支援	引き続き実施
		・ダム操作に関する地元関係者への周知	継続	I、J、N	引き続き定期的に実施	松山市、松前町、四国地整	・国の説明会に関係各課が参加し、関係機関等へ周知	引き続き実施					・国の説明会に関係各課が参加し、関係機関等へ周知	引き続き実施							・石手川ダム放流警報周知会の実施 ・河川利用者への説明 ・石手川ダムの異常洪水時防災操作による氾濫を想定した避難訓練の実施	引き続き実施 一R5出水期前までに実施

○（別紙－２）概ね５年で実施する取組（R7年度更新）

項目	事項	内容	進捗	課題の対応	目標時期	取組機関	松山市		伊予市		東温市		松前町		砥部町		愛媛県		気象台		四国地整						
							実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
2)ソフト対策の主な取組 ②堤防特性や河道特性に応じた効果的な水防活動等に関する取組																											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																											
		・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施	継続	Q			・訓練にあわせて毎年情報伝達網の確認(各地域ごとの訓練時、機門の点検や操作方法の確認を行う) ・河川巡視のポイントについて、水防団等への教育訓練	引き続き実施		・消防団幹部とのライングループ作成活用 ・消防署による消防団連絡体制の確認 ・連絡体制を活用した各種活動で活用 ・登録情報の修正時などと併せて継続して実施	引き続き実施	令和元年度 引き続き実施		・情報伝達網の確認(火災・事故・捜索活動でも活用)	引き続き実施		・情報伝達網の確認	引き続き実施		・水防団との伝達訓練	出水期前	・市町へ管理委託している機門の操作点検時にあわせて地元水防団・機門操作員の連絡体制の確認を実施	毎年出水期前までに実施			・水防団との伝達訓練 ・機門操作員との伝達訓練及び避難訓練 ・維持工事による特別巡視訓練	毎年出水期前までに実施
		・水防連絡会等による水防団との共同点検等の実施及び重要水防箇所の精査・見直し	継続	Q、R	(全ての項目)引き続き毎年実施	(全ての項目)各市町、愛媛県、四国地整	・水防協議会を開催し、年度ごとの見直し内容を水防団に説明 ・水防工法訓練への水防団・自主防災組織・市消防・市関係職員の参加	引き続き実施	・重要水防危険箇所の共同点検を実施	引き続き実施	・水防連絡会等への消防団・自主防災組織・消防署・市職員等の参加	引き続き実施		・水防連絡会等への水防団・危機管理課職員・消防署・自主防災組織等の参加による情報共有	引き続き実施		・水防連絡会の開催及び重要水防箇所等の確認	出水期前	・中予減災対策協議会の開催 ・重要水防箇所の精査・見直し ・重要水防箇所の合同点検を実施	引き続き実施(点検は出水期前までに実施)			・減災対策協議会の開催及び重要水防箇所の確認 ・重要水防箇所の精査・見直し	毎年出水期前までに実施			
		・水防団・自主防災組織・消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施	継続	M、S			・水防工法訓練に水防団・自主防災組織・消防署・市関係職員が参加	引き続き実施	・消防団、自主防災組織、消防署、市職員が参加 ・水防訓練の内容について改善を検討	引き続き実施	・消防団・自主防災組織・消防署・市職員の水防訓練参加	毎年出水期前までに実施		・消防団・自主防災組織による合同水防工法訓練の実施	引き続き実施		・水防団・自主防災組織・消防署・危機管理課職員が参加	出水期前	・引き続き消防職員の初任教育において、水防管理者が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援を実施	引き続き実施			・水防団、消防団の団員内に、水防工法の指導者育成を実施	毎年出水期前までに実施			
		・製作済み土のう及び備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新	継続	T			・製作済み土のう及び備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新 ・劣化による使用不可の状況把握、情報共有	引き続き実施	随時	・製作済み土のう及び備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新 ・劣化による使用不可の状況把握、情報共有	引き続き実施		・製作済み土のう及び備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新	引き続き実施		・備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新	出水期前 随時	・備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新 ・水防団との備蓄情報の共有を促進	引き続き実施			・備蓄土のう袋の定期的な点検及び更新 ・水防団との備蓄情報の共有を促進	毎年出水期前までに実施 随時				
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																											
		・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進と避難の実効性確保	継続(見直し)	K	引き続き実施	各市町 愛媛県	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難計画書の義務化の周知、作成の推進 ・各施設の避難確保計画作成を支援 ・避難行動要支援者の避難支援プランについて、介護事業者などの協力を得て、実効性を高める	引き続き実施	・引き続き、避難確保計画の未整備施設の指導・助言を行いながら、適宜、避難訓練実施についても啓発を行う ・新規設置施設について避難計画作成支援を継続し、全施設計画策定を目指す	引き続き実施	・浸水想定区域内の要配慮者利用施設の見直し ・浸水想定区域等にある要配慮者利用施設が実施する訓練等の支援 ・訓練等実施に向け調整	引き続き実施		・浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する各種計画の作成に向けた支援 ・要配慮者等の迅速な避難については、関係機関との連携協力を図るとともに、地区防災計画での推進を検討 ・自主防災組織へのさらなる啓発	引き続き実施		・要配慮者利用施設の見直し(町地域防災計画)を行い、全ての配慮者利用施設で計画策定を目指す	引き続き実施		・要配慮者利用施設・関係各課と連携した、情報伝達訓練及び避難訓練の計画の検討並びに避難確保計画の作成に向けた支援の検討等を実施	引き続き実施						
		・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	継続	I	引き続き実施	各市町	・浸水想定区域内の大規模工場等の避難計画などについて、条例を制定し、計画書の作成を支援(H26、3から)	引き続き実施	・平成30年3月からホームページで公開している浸水シミュレーション検索システムについて、あらゆる機会を捉えて啓発する	引き続き実施	・要望に応じ、防災マップの追加配布等による啓発を行う	引き続き実施		・防災マップによる浸水想定区域の周知	引き続き実施		・浸水想定区域内の大規模工場等へ、水害対策等のチラシ等の配布による啓発	引き続き実施									

○（別紙－２）概ね５年で実施する取組（R7年度更新）

項目	事項	内容	進捗	課題の対応	目標時期	取組機関	松山市		伊予市		東温市		松前町		砥部町		愛媛県		気象台		四国地整	
							実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
2)ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動の早期復旧のための氾濫水の排除、施設運用等に関する取組																						
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組																						
		・排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえ、排水ポンプ車及びポンプ排水委託の最適な配置計画の検討を実施	継続	U、V	引き続き実施	各市町 四国地整	・国の配置計画に合わせて内水排除対策(ポンプ排水委託)の実施を検討	引き続き実施			・国の配置計画に合わせて内水排除対策(ポンプ排水委託)の実施を検討	引き続き実施	・国の配置計画等に合わせて内水排除対策(ポンプ排水委託)の実施を検討	引き続き実施	・排水機場、樋門、排水路等の情報共有を踏まえ、水防団によるハザード及び水防活動の実施 ・河川管理者及び排水ポンプ車業務受託者との連携強化	引き続き実施					・策定した排水ポンプ車配置計画の周知及び必要に応じて見直し	引き続き実施
		・排水ポンプ車等による訓練の実施	継続	V	毎年実施	砥部町 四国地整									・排水ポンプ車等による訓練を実施 ・実地を含めた操作訓練やタイムライン見直しを継続して行う	出水期前					・排水ポンプ車等による訓練の実施	引き続き実施

1. 流域治水に関する取組について

2. 流域治水対策等の主な支援事業集(令和7年4月更新)

3. 国土強靱化実施中期計画を踏まえた河川・ダム事業の  
「見える化」について

水害の激甚化等を踏まえ、「流域治水」の推進に向けて、関係行政機関相互の緊密な連携・協力の下、総合的な検討を行うため、「流域治水の推進に向けた関係省庁実務者会議」を開催しました。

- 開催要項
- 流域治水推進行動計画(令和3年7月30日策定)
- 流域治水推進行動計画の概要
- 流域治水対策等の主な支援事業集(令和7年4月更新) **NEW!**

## 開催状況

回数	開催日	配付資料
第1回	令和2年10月28日	<a href="#">第1回配布資料</a>
第2回	令和3年3月26日	<a href="#">第2回配布資料</a>
第3回	令和3年7月30日	<a href="#">第3回配布資料</a>
令和3年度第2回	令和4年1月27日	<a href="#">令和3年度第2回配布資料</a>
令和4年度	令和5年1月30日	<a href="#">令和4年度配布資料</a>
令和5年度	令和6年3月6日	<a href="#">令和5年度配布資料</a>
令和6年度	令和7年2月19日	<a href="#">令和6年度配布資料</a>
令和7年度	令和8年2月26日	<a href="#">令和7年度配布資料</a>



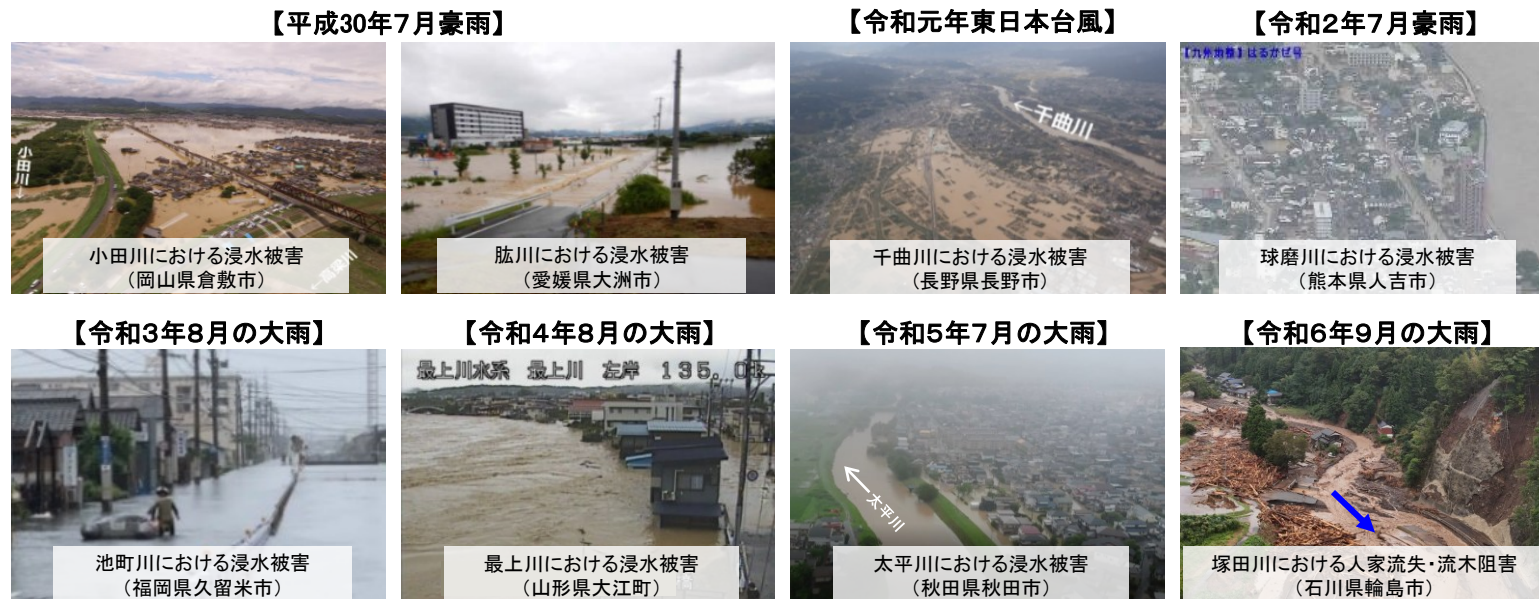
流域治水施策等の主な支援事業は国土交通本省のHPに掲載されている。  
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/renkei001.html>

# 流域治水の取組について

# 気候変動による水災害の頻発化・激甚化

- 短時間強雨の発生が増加や台風の大型化等により、近年は浸水被害が頻発している。
- また、気候変動により、2040年頃に2℃上昇した場合は、降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が約2倍になると試算されている。

## ■ 毎年のように全国各地で浸水被害が発生



## ■ 降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
RCP2.6(2℃上昇相当)	約1.1倍	約1.2倍	約2倍

※降雨量変化倍率は、20世紀末(過去実験)に対する21世紀末(将来実験)時点の、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨量の変化倍率の平均値  
 ※流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の流量の変化倍率の平均値  
 ※洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100~1/200)の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値  
 (例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

# 流域治水の推進に向けたこれまでの取り組み

## ■ 「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」をとりまとめ ～社会資本整備審議会の答申を公表～

### ◆計画・基準類の見直し

過去の降雨や潮位の実績に基づいて作成されてきた計画を、気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮した計画に見直す。

### ◆「流域治水」への転換

河川、下水道、砂防、海岸等の管理者が主体となって行う治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、流域の関係者全員が協働して、以下の対策を総合的かつ多層的に取り組む。

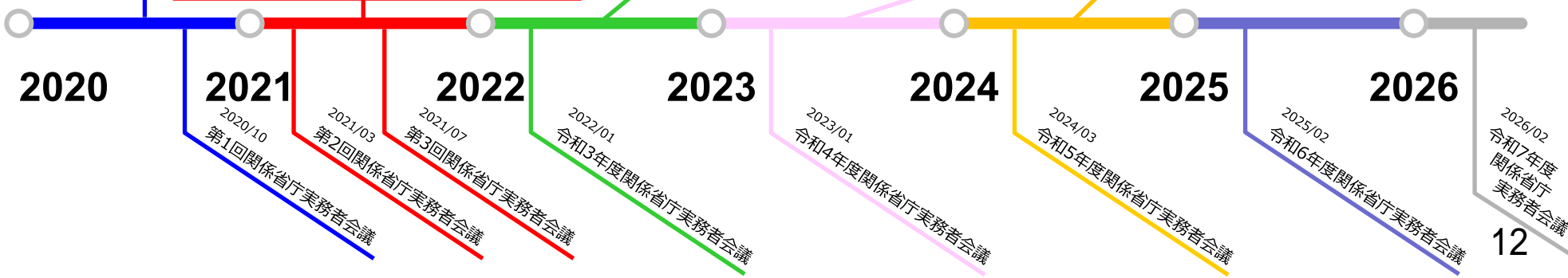
1. 氾濫をできるだけ防ぐ対策
2. 被害対象を減少させるための対策
3. 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

2023/03  
「流域治水オフィシャルサポーター制度」の創設  
2023/08  
「流域治水プロジェクト2.0」の策定を公表  
2023/08  
「自分事化検討会」のとりまとめ

2021/02  
流域治水関連法案を閣議決定  
2021/03  
「流域治水プロジェクト」の策定を公表  
2021/05  
「水まちガイドライン」の策定・公表  
2021/07  
「流域治水推進行動計画」の策定

2022/01  
「流域治水対策等の主な支援事業」の策定  
2022/03  
1級水系における現場での流域治水の深化  
(水害リスクマップと「見える化」指標を公表)

2024/03  
「流域治水ロゴマーク」の公表  
2024/05  
「NIPPON防災資産」認定制度の創設



# 気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について

- 近年の水災害による甚大な被害を受けて、**施設能力を超過する洪水が発生することを前提に**、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、**あらゆる関係者が協働して流域全体で行う流域治水への転換**を推進し、**防災・減災が主流となる社会を目指す。**

## これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築  
洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ

変化	気候変動の影響	社会の動向	技術革新
	今後も水災害が激化。これまでの水災害対策では安全度の早期向上に限界があるため整備の加速と、対策手法の充実が必要。	人口減少や少子高齢化が進む中、「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成により地域の活力を維持するためにも、水災害に強い安全・安心なまちづくりが必要。	5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の進展は著しく、これらの技術を避難行動の支援や防災施策にも活用していくことが必要。

対策の重要な観点	強靭性	包摂性	持続可能性
	甚大な被害を回避し、早期復旧・復興まで見据えて、事前に備える	あらゆる主体が協力して対策に取り組む	将来にわたり、継続的に対策に取組、社会や経済を発展させる

これからの対策	気候変動を踏まえた計画の見直し	河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」への転換

# 「流域治水」の推進

- 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的な老朽化対策・耐震化等を実施してきたところ。
- さらに、気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、下水道の整備等の事前防災対策を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

## 【取組】

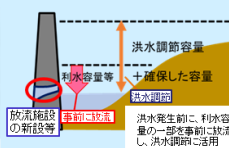
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



ダム建設・再生



既存施設の最大限活用  
(ダムの事前放流)



地下空間の活用



砂防関係施設整備



海岸保全施設整備



下水道整備

氾濫をできるだけ防ぐ  
・減らすための対策

## 水災害による被害の最小化



被害対象を減少  
させるための対策



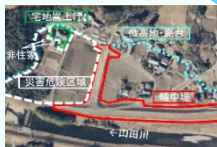
被害の軽減、早期復旧  
・復興のための対策



貯留機能保全区域指定



二線堤の保全・拡充



災害危険区域設定



水害リスク情報の充実  
(水害リスクマップ)



災害リスクの自分事化  
(NIPPON防災資産)

## 【取組】

- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制・土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫
- ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

## 【取組】

- ・ 水災害リスク情報の提供
- ・ 洪水・土砂災害・高潮の予測情報等の高度化
- ・ 災害リスクの自分事化 等

# 流域治水プロジェクト ～各水系における対策の全体像をとりまとめ～

○「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する対策の全体像を取りまとめたものであり、これまでに全国109の一級水系、約600※の二級水系で策定・公表。  
※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

○今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づく対策を一層加速するとともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。

## 【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

### ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

・堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備等



河道掘削  
(石狩川水系、北海道開発局)



公園貯留施設整備  
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留  
(吉井川水系、岡山市)

### ② 被害対象を減少させるための対策

・土地利用規制、誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供等



二線堤の保全・拡充  
(肱川水系、大洲市)



災害危険区域設定  
(雄物川水系、秋田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成  
(梯川水系、小松市)

### ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

・マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設等



自主防災活動による畳堤設置  
(揖保川水系、たつの市)



避難訓練の支援  
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備  
(庄内川水系、名古屋市)

## 【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間

中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間

中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間

<ロードマップのイメージ>

区分	主な対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	長期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策	河運橋脚	河川事務所、都道府県、市町村	短期	中期	長期
	ため池等の活用	市町村	短期	中期	長期
被害対象を減少させるための対策	浸水リスクの高いエリアへの居住誘導	市町村	短期	中期	長期
	浸水防止版設置	市町村	短期	中期	長期
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	被災を利用した高台整備	市町村	短期	中期	長期
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	短期	中期	長期

## 【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築

・ 全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。

・ 地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど省庁横断的な取組として推進。



流域治水協議会開催の様子

# 流域治水プロジェクトの主な取組の進展

全国の流域治水プロジェクトの取組が令和6年度も着実に進んでいます。令和7年度も、流域関係者の協働により地域の早期の安全・安心の確保に引き続き取り組んでまいります。

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

被害対象を減少させるための対策

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

※今後精査により増減の可能性がある。

農地・農業用施設の活用



令和5年度末 568市町村  
令和6年度末 637市町村

↓  
**69市町村増加**

山地の保水機能向上  
および  
土砂・流木災害対策



・ 治山対策等の実施箇所数

令和6年度実施分  
**1,366箇所** ※1

・ 砂防関係施設の整備数  
令和6年度完成分  
**167箇所** ※1  
(実施中は1,781箇所)

立地適正化計画における  
防火指針の作成



令和5年12月末 218市町村  
令和6年 7月末 300市町村

↓  
**82市町村増加**

避難のためのハザード  
情報の整備



・ 洪水浸水想定区域の指定河川数

令和5年 9月末 5,413河川  
令和6年 9月末 7,012河川

↓  
**約1,600河川増加**

・ 内水浸水想定区域図の作成団体数 ※2

令和5年 9月末 148団体  
令和6年 9月末 220団体

↓  
**72団体増加**

高齢者等避難の  
実効性の確保



・ 避難確保計画の作成済みの施設数

(洪水)	(土砂)
令和5年9月末 106,634施設	令和5年9月末 19,879施設
令和6年9月末 111,393施設	令和6年9月末 20,033施設

↓  
**約4,800施設増加**

↓  
**約3,500施設増加**

(参考)

戦後最大洪水等に  
対応した河川の整備



令和4年度 約69%  
令和5年度 約70%  
令和6年度 更新作業中

流出抑制対策の実施



※1  
令和4年度実施分 4,728施設  
令和5年度実施分 4,451施設  
令和6年度実施分 更新作業中

高齢者等避難の  
実効性の確保



・ 個別避難計画を作成（全部又は一部）  
済みの市町村数

令和5年1月1日時点 1,303市町  
令和6年4月1日時点 更新作業  
中

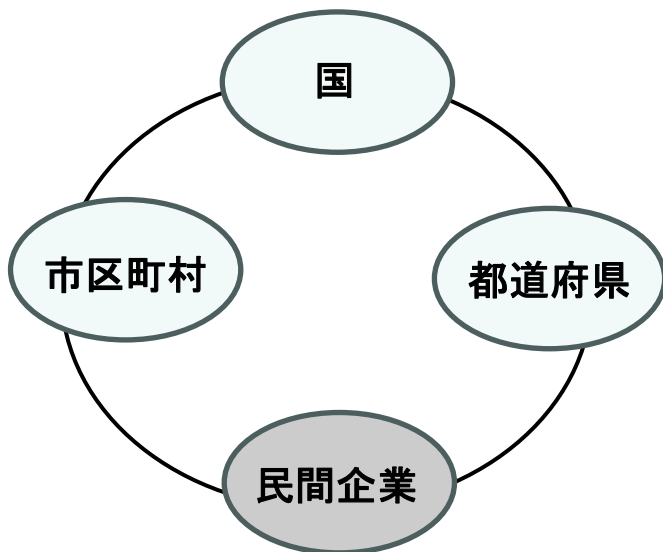
※1: 累計ではなく、単年度の実施箇所数

※2: 全国の作成団体数

# 流域治水協議会 ～あらゆる関係者と協働する体制の構築～

- 流域治水の取組の計画的な推進のため、国、都道府県、市町村、流域治水に関係する企業(利水ダム管理者等)などの関係者が一堂に会する「流域治水協議会」を設置している。
- 「流域治水協議会」において、ハード・ソフト一体となった対策である「流域治水プロジェクト」を策定し、これに基づき、密接な連携体制のもと、流域治水の取組を推進している。

## ＜協議会の構成イメージ＞



太田川流域治水協議会の開催状況

		日時	議題	出席者
令和2年度	第1回	R2. 9. 28	・太田川水系流域治水プロジェクト【中間とりまとめ】	広島市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、安芸太田町、北広島町
	第2回	R3. 3. 17	・太田川水系流域治水プロジェクト【案】本編 【案】参考資料	
令和3年度	第1回	R4. 2. 18	・太田川水系流域治水プロジェクト【位置図】 【ロードマップ】	広島県(農林水産局、西部建設事務所、西部建設事務所東広島支所、西部建設事務所廿日市支所、西部建設事務所安芸太田支所、広島湾港湾振興事務所)  気象庁広島気象台 林野庁近畿中国森林管理局 広島森林管理署 国土交通省中国地方整備局 太田川河川事務所 広島西部山系砂防事務所 温井ダム管理所
	第2回	R4. 3. 22	・太田川水系流域治水プロジェクト【事業効果(大臣管理区間)の見える化】 【流域治水の具体的な取組】	
令和5年度	第1回	R5. 6. 7	・太田川水系流域治水プロジェクトについて各機関の取組状況の報告	農林水産省中国四国農政局 農村振興部 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所
	第2回	R5. 8. 4	・太田川水系流域治水プロジェクト2.0【案】	
	第3回	R6. 3. 1	・太田川水系流域治水プロジェクト2.0【案】	
令和6年度	第1回	R6. 5. 16	・流域治水の自分事化計画について	(オブザーバー) 農林水産省中国四国農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
令和7年度	第1回	R7. 5. 27	・流域治水プロジェクト2.0の更新について ・各機関の取組状況の報告	中国電力株式会社 西部水力センター長

## 取組事項

- ・流域治水プロジェクトの策定、変更
- ・取組状況の確認、フォローアップ



令和7年度 第1回 太田川流域治水協議会の様子  
(対面&WEB形式にて実施)

- 流域治水施策の更なる推進に向け、取組みの主体となる関係行政機関が参加し、流域治水に関する機運醸成を進めるとともに流域治水の実践にあたり必要な情報共有をおこなうため、地方整備局単位毎（北海道開発局・沖縄総合事務局含む）に**全国10ブロックで意見交換会を毎年開催**。
- 会議には河川部局のみならず各ブロックの関係自治体や関係府省庁の地方支分部局も参加。

### 【近畿ブロックの開催状況】

- 流域治水施策の更なる推進に向け、取組みの主体となる関係行政機関が参加し、流域治水に関する機運醸成を進めるとともに流域治水の実践にあたり必要な情報共有をおこなうため、本会議にて施策紹介や意見交換を実施しました。
- 施策紹介では、各省庁の取組や支援制度等について情報共有を行いました。国交省から「国土強靱化実施中期計画について」、「流域治水オフィシャルサポーター制度」、農林水産省から「田んぼダム」の推進について、「農業用ダムの活用」の情報提供を行いました。

### 概要

- 日時 令和7年6月30日（月） 14:30~17:30
- 場所 近畿地方整備局 大手前庁舎
- 参加者 計511人（Web込）  
 近畿ブロック各府県・自治体 国土交通省 近畿地方整備局  
 水資源機構 農林水産省 近畿農政局 林野庁 森林環境局  
 近畿地方環境事務所 東京・大阪管区気象台 地方気象台  
 近畿財務局
- 議事 施策等紹介、テーマ別意見交換等



会議の様子



施策紹介

### テーマ別意見交換会の意見・感想

- 本日頂いた資料や制度紹介等を確認し、取り組める制度等は積極的に取り組んでいきたい。
- 普段聞くことがない他府県の課題を聞くことができ良い機会になった。
- 今後、流域治水を推進するためには、国、県、自治体と横のつながりの必要性を再確認した。

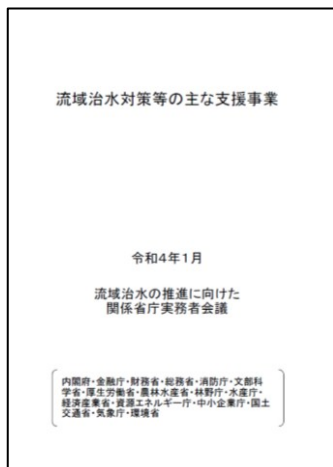


意見交換会の様子



# 流域治水対策等の主な支援事業の周知

- 関係省庁が所管する流域治水に関する支援事業をわかりやすく自治体等へ周知するために「流域治水対策等の主な支援事業集」を策定。
- 2023年には支援事業をよりわかりやすく周知するために、一覧表から各支援事業毎にビジュアル等を追加して内容を充実。



年次更新

年次更新

<table border="1"> <tr><th>事業名</th><th>実施主体</th><th>概要</th></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </table>	事業名	実施主体	概要	...	...	...	<table border="1"> <tr><th>事業名</th><th>実施主体</th><th>概要</th></tr> <tr><td>...</td><td>...</td><td>...</td></tr> </table>	事業名	実施主体	概要	...	...	...
事業名	実施主体	概要											
...	...	...											
事業名	実施主体	概要											
...	...	...											

一覧表から各支援事業毎に  
ビジュアルやURLを追加



# 特定都市河川浸水被害対策法の活用や 土地利用・まちづくりとの連携による 流域治水の実践・深化

# 特定都市河川浸水被害対策法の概要

- 流域治水を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「流域治水関連法」が令和3年11月1日に施行。
- 特定都市河川への指定により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上



- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定
- 河川管理者等による施設整備の加速化
- 地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備、雨水の流出を抑制するための土地利用規制、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の推進
- 流域一体となった浸水被害の防止のための対策をハード・ソフトの両輪で推進

# 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

- 特定都市河川・流域では、河川整備の加速化とともに、雨水の流出抑制や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の対策を推進。
- そのために、①3つの要件を満たす河川を特定都市河川として指定後、②流域の関係者で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、③浸水被害防止の対策等をまとめた流域水害対策を決定。

## ■特定都市河川における区域指定までの主な流れ ※法律等に基づき実施

### 気候変動により災害が頻発

気候変動による降雨量の増加により、自然的条件等の理由で浸水被害防止が困難な河川において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発

→ 流域一体となった浸水被害防止のための対策を推進



★特定都市河川 指定

★流域水害対策協議会 設置

★流域水害対策計画 策定

都市浸水想定等を踏まえて  
区域を指定

### ○ハード整備の加速化

- ・遊水地の整備
- ・排水機場の機能増強
- ・貯留機能保全区域の周辺整備 (二線堤等)
- ・河道掘削 など

### ○貯留機能保全区域の指定

土地持つの貯留機能を継続的に保全する区域



### ○浸水被害防止区域の指定

浸水が生じた場合に著しい被害が発生するおそれがある区域



浸水被害の危険が著しく高いエリアのイメージ

# 特定都市河川の指定等の状況 (令和8年2月1日時点)

○「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

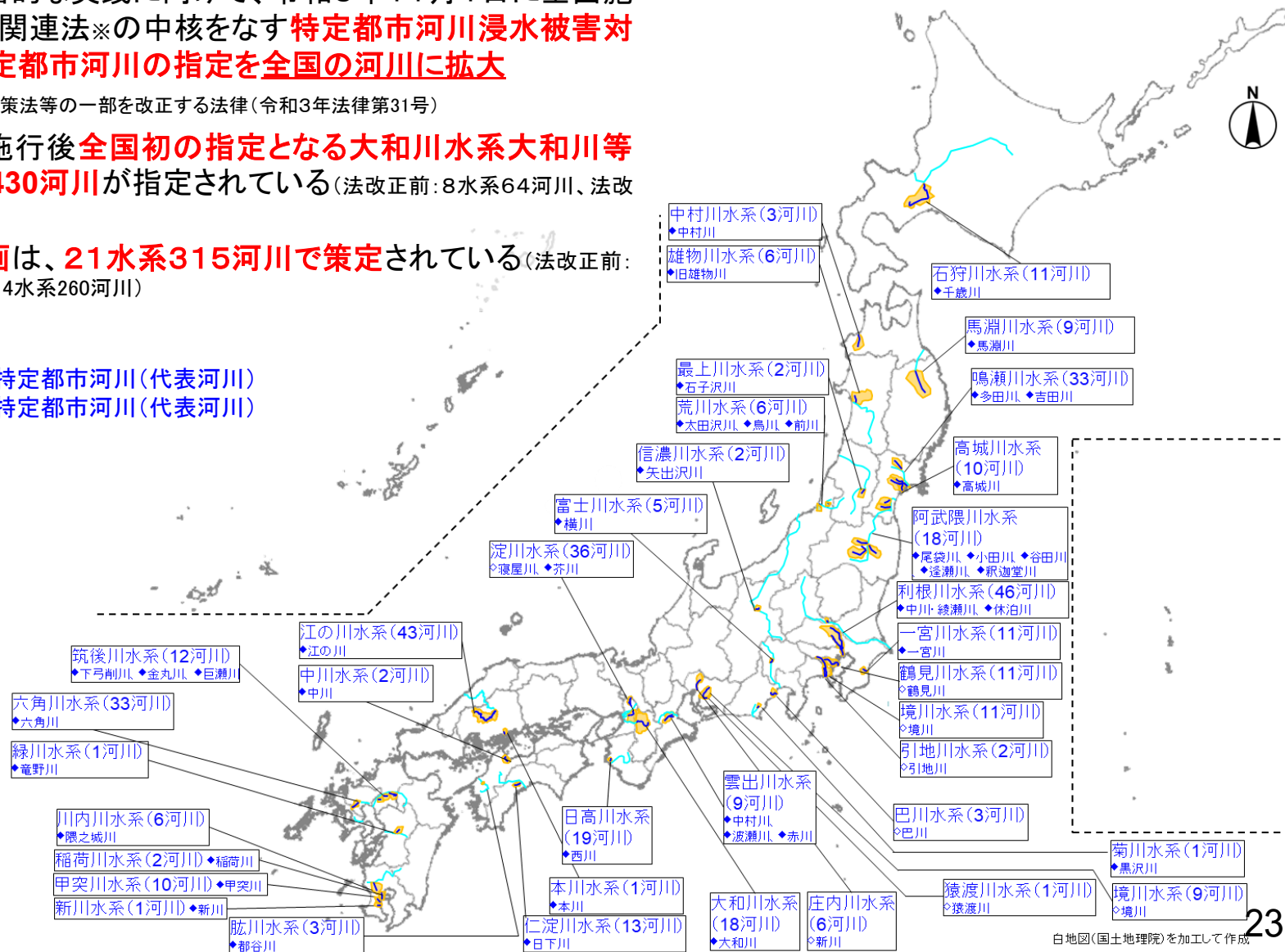
※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

○流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**37水系430河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:30水系366河川)

○**流域水害対策計画**は、**21水系315河川**で策定されている(法改正前:7水系55河川、法改正後:14水系260河川)

## 【凡例】

- ◇ : 法改正前 指定済み特定都市河川(代表河川)
- ◆ : 法改正後 指定済み特定都市河川(代表河川)



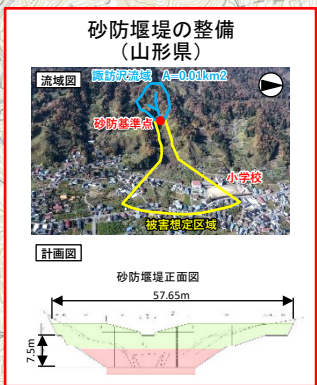
【事例】特定都市河川制度を活用した流域治水の推進(最上川水系石子沢川【山形県】)

- ・ 田んぼダムの取り組み及び雨水貯留浸透施設の整備等により浸水被害の軽減を図る。
- ・ ワンコイン浸水センサ活用や防災教育を推進し、人的被害の軽減を図る。

- 凡例
- 直轄管理河川
  - 県理河川
  - 石子沢川流域界
  - 行政界
  - R2.7浸水実績

- 国 県
- 簡易型河川監視カメラ
- : 国
  - : 県
  - : 国
- 河川監視カメラ(従来整備)
- : 国

- 国 県
- 危機管理型水位計
- ▲ : 国
  - ▲ : 県
- 水位計(従来整備)
- △ : 国
  - △ : 県
- ワンコイン浸水センサ
- : 国・町



河道掘削(堆積土砂撤去) (国・山形県)

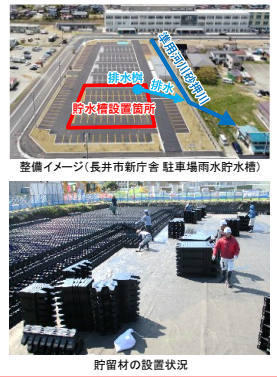
河道掘削(国)

貯留機能保全区域の検討

公共施設の再配置検討 (ピロティ形式)



雨水貯留浸透施設の整備 (中山町)



雨水浸透貯留施設等

農業用水路の有効活用

田んぼダム等

田んぼダム(中山町、山辺町)



今後検討するハード対策メニュー

【外水対策】

- ・ 最上川本川の河道掘削等(国)

【内水対策】

- ・ 雨水貯留浸透施設の整備(町・民間)



# 【事例】特定都市河川制度を活用した流域治水の推進(大和川水系大和川【奈良県】)

- 大和川流域は、放射状に広がる156の支川が集中して奈良盆地で合流するため河川の水位が急上昇しやすく、内水氾濫などによる度重なる浸水被害が発生しており、昭和60年から流域全体で治水対策を推進。
- この度、令和3年に整備された流域治水関連法により創設された制度の1つである「貯留機能保全区域」について、土地所有者の同意を得て、**大和川流域内の奈良県川西町及び田原本町において令和6年7月30日に全国で初めて奈良県が指定**。
- 貯留機能保全区域の指定により、その土地が元来有している貯留機能を阻害するおそれのある行為(盛土等)に対して届出により事前に把握するとともに、必要な助言・勧告を行い、流域の貯留機能を将来にわたり可能な限り保全。



田原本町において指定した貯留機能保全区域



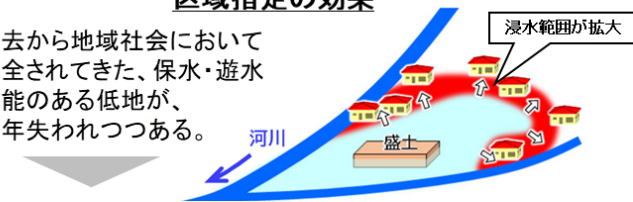
貯留機能保全区域の標識及び石碑



川西町において指定した貯留機能保全区域

## 区域指定の効果

過去から地域社会において保全されてきた、保水・遊水機能のある低地が、近年失われつつある。



(貯留機能保全区域)

土地所有者の同意の上、都道府県知事等が指定

貯留機能保全区域内において、届出が必要となる行為

盛土

塀や壁の設置



貯留機能保全区域のイメージ

みさとちょう みなと

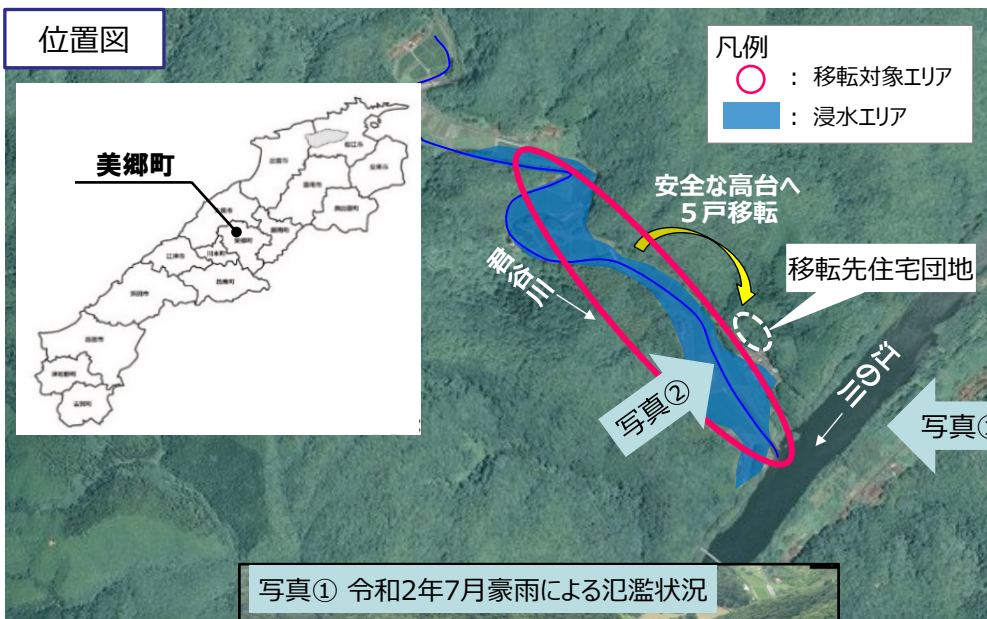
○島根県美郷町港地区は、一級河川江の川の氾濫により過去に度重なる浸水被害が発生した地域。

（平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨）

○同地区は、住み慣れた地域での安全な生活を確保するため、元々居住していたエリアについては土地利用規制をしつつ、集団での家屋移転に向け河川管理者と美郷町が連携し、防災集団移転促進事業も活用しながら、流域治水の取組を推進。

○令和4年度から事業が本格化し、令和5年度末に住宅団地の造成が完了。令和7年3月には新居が落成し安全なエリアにおける住まいを確保。

位置図



移転先住宅団地

住み慣れた同地区内で既往最大浸水深よりも十分高い場所に団地造成を計画

写真② 造成前



写真② 造成・新居落成後

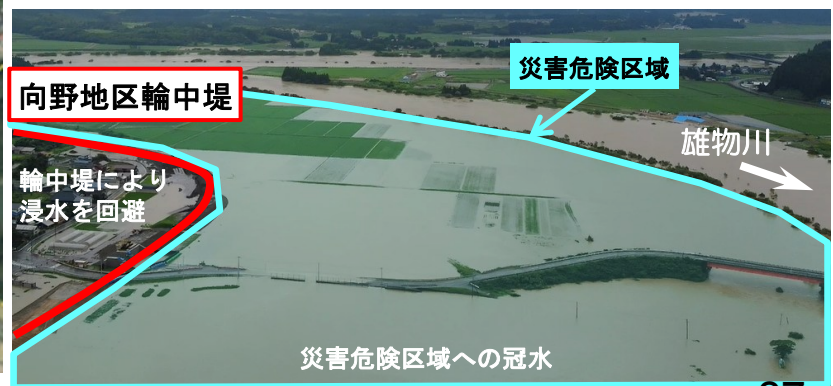
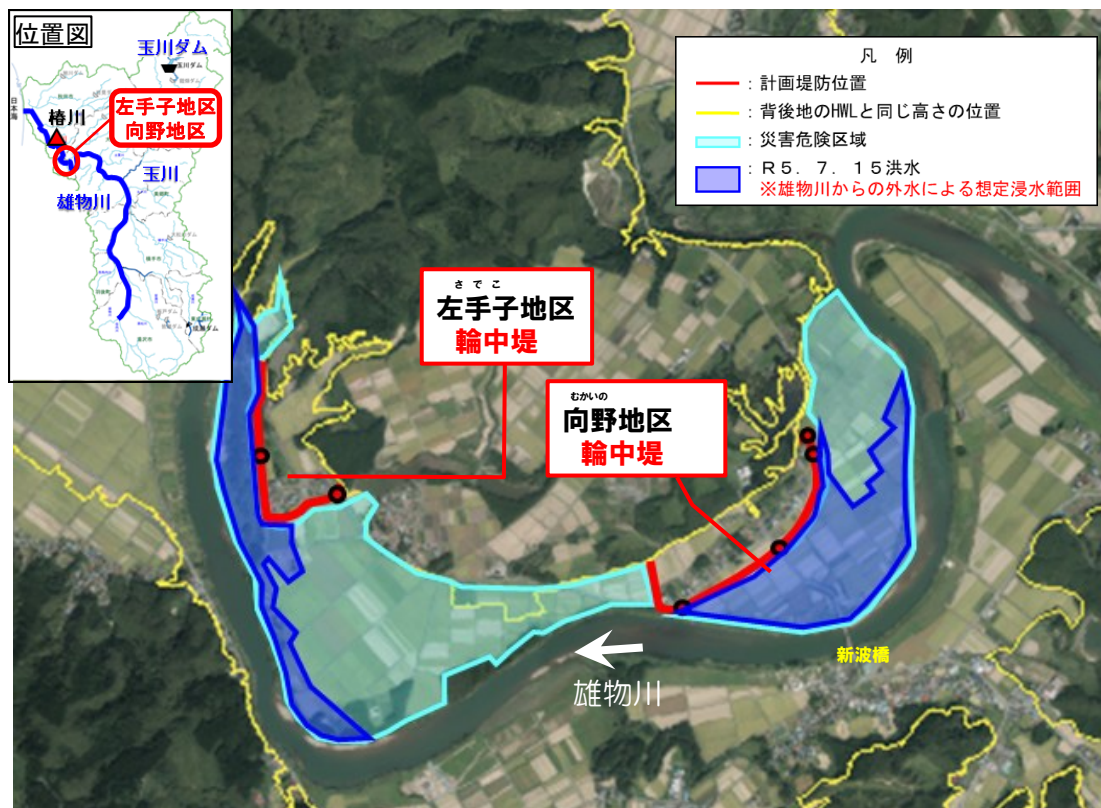


写真① 令和2年7月豪雨による氾濫状況



# 【事例】河川整備と土地利用規制による効果(令和5年7月出水:雄物川)

- 令和5年7月15日からの梅雨前線により、秋田県を中心に記録的な大雨となり、多くの雨量観測所で24時間観測史上1位を記録。
- 雄物川中下流部では、平成29年7月・8月の豪雨を契機とした河川激甚災害対策特別緊急事業等により、堤防整備や河道掘削に加え、遊水機能を確保しつつ家屋浸水被害を軽減させるため、土地利用規制(災害危険区域)を組み合わせた 輪中堤の整備を実施。
- 今次洪水では、秋田市左手子地区や向野地区等において、災害危険区域は冠水したものの、輪中堤の整備により家屋浸水被害を回避。



# **あらゆる関係者との協働の加速化 (流域治水に取り組む主体を増やす)**

○住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

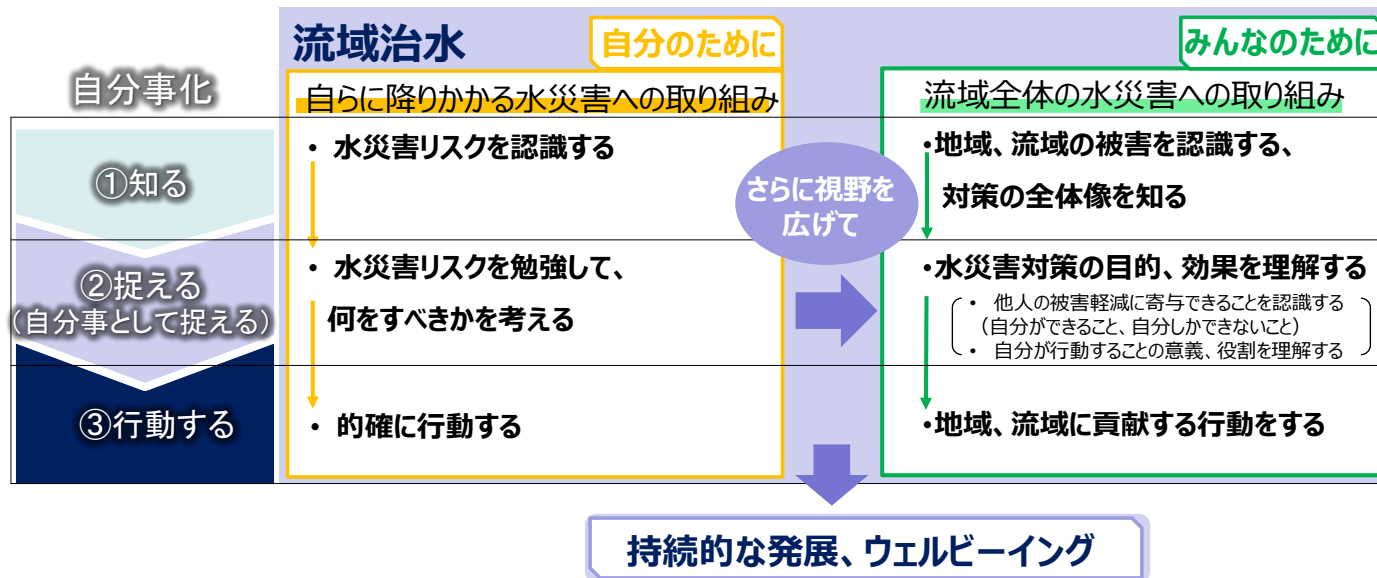
### 流域治水推進上の背景・課題

#### 水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

#### 流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。



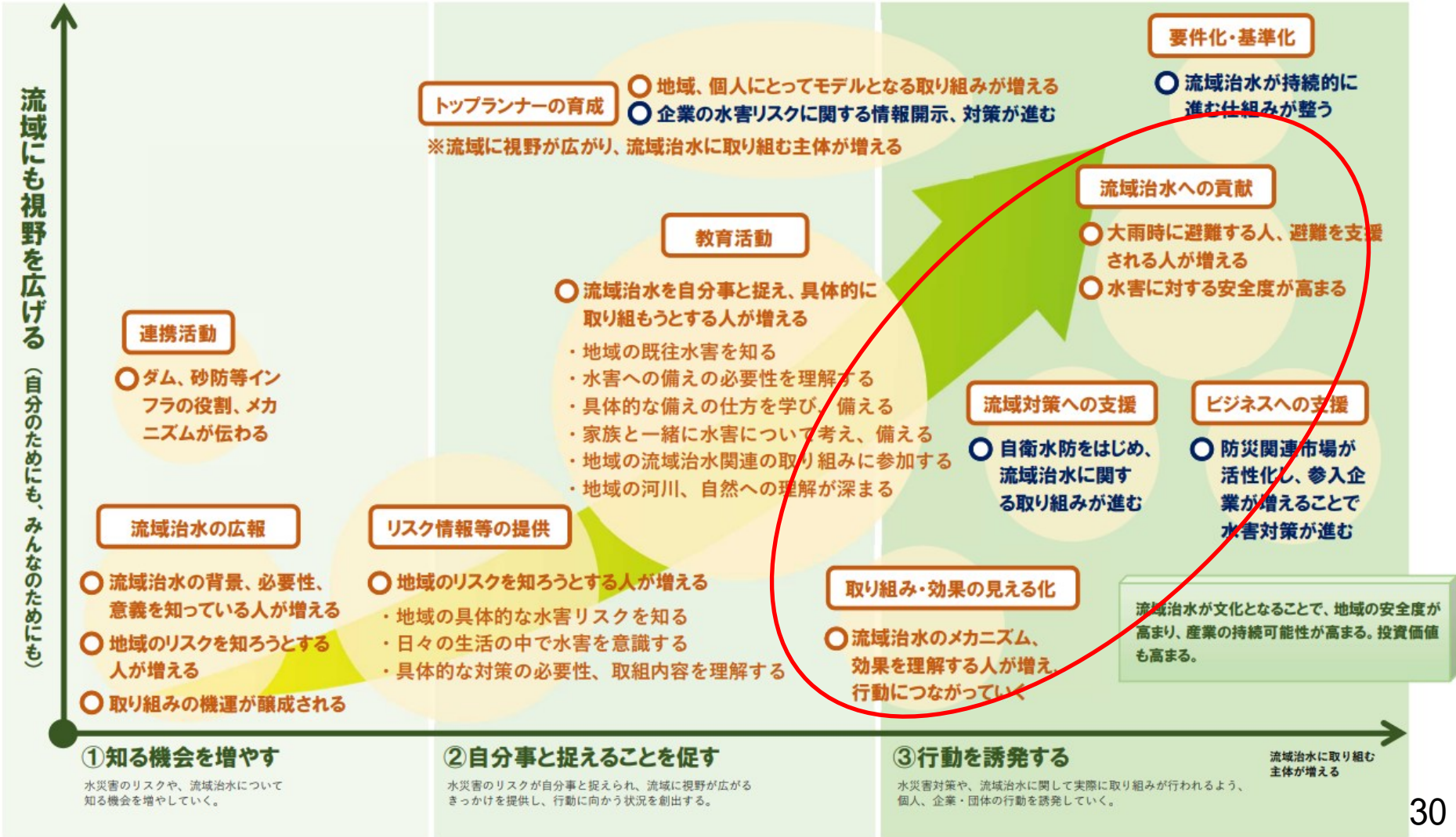
水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。

さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。

検討会を設置して議論、とりまとめ

5. 施策体系(目的、狙い)

○ 主に地域、個人に関するもの    ○ 特に企業に特化したもの



# 全国の流域治水の取組の好事例 ～流域治水全般～

○田んぼダムやグラウンドを活用した雨水貯留、土地利用と一体となった治水対策、上下流一体となった防災意識の向上など、全国各地で様々な流域治水の取組を実施しており、引き続き取組を進めていく。

## ～ 大和川水系(奈良県)～

### 特定都市河川制度による流域治水の推進

全国初の貯留機能保全区域の指定をはじめ、流域内の関係者による流域対策を実施



## ～ 旭川水系(岡山県)～

### ため池の治水活用

農業用ため池の洪水吐きを改良し、雨水貯留能力を高め、下流域の浸水被害リスクを低減

## ～ 江の川水系(島根県・広島県)～

### まちづくりと連携した治水計画の策定

早期被害軽減に向けて、まちづくりと連携した具体的な治水対策を決定し、マスタープランとしてとりまとめ

## ～ 筑後川水系(福岡県)～

### グラウンドを活用した雨水貯留

大学の敷地内に貯留施設を整備



## ～ 六角川水系(佐賀県)～

### クリーク(農業用水路)の活用

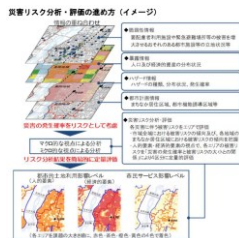
干拓地に広がるクリークの農業用水を事前に放流することで治水対策を推進



## ～ 信濃川水系(新潟県)～

### 災害リスクを踏まえた安全・安心なまちづくりの推進

防災指針において、災害リスクをエリアごとに分析・評価してとりまとめ



## ～ 石狩川水系(北海道)～

### 田んぼダムの推進

農業生産者や企業・団体が参加する協議会と連携し、岩見沢市内3地区で約700haの水田に位調整板を設置することで、農地や市街地の浸水被害を軽減



## ～ 雄物川水系(秋田県)～

### 防災集団移転

近年度重なる浸水被害を受けた大仙市において、災害リスクの高い住居を安全な市街地へ移転し、安全・安心な居住の確保

## ～ 阿武隈川水系(宮城県、福島県)～

### 上下流の連携

下流地域の市町村において上流地域の農産物等を販売する物産展などを開催



## ～ 信濃川水系千曲川(長野県)～

### 土地利用と一体となった治水対策(輪中堤)

輪中堤の整備による、効果的な家屋浸水対策を実施



## ～ 仁淀川水系日下川(高知県)～

### 日高村水害に強いまちづくり条例

日高村の浸水予想区域において、以下を規定  
 ・新たな建築物の居室の床高を浸水が想定される高さより高くすること【許可制】  
 ・浸水被害を拡大させる盛土等の届出  
 ・浸水拡大分をキャンセルする対策への【助言・勧告】

## ～ 荒川水系(東京都)～

### 官民連携による避難場所の整備

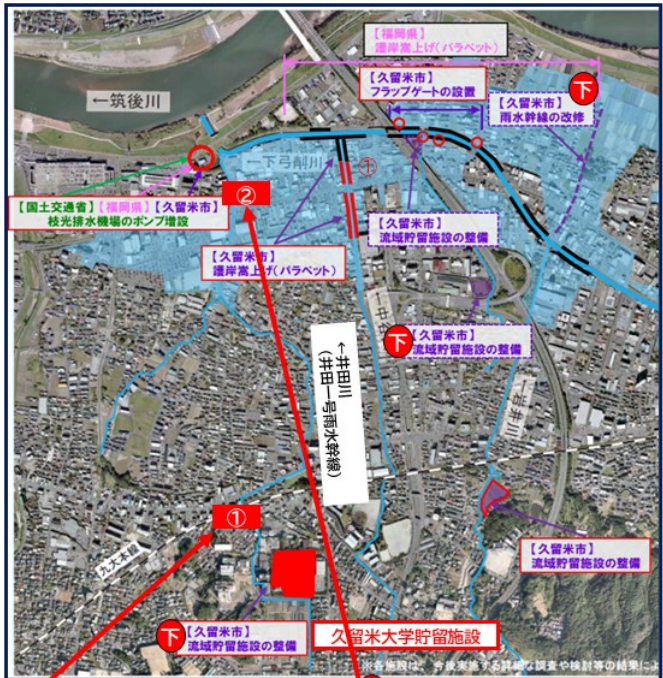
地区計画を決定し、高台広場、避難施設、避難路等の整備を事業者が実施



【事例】グラウンドを活用した雨水貯留（福岡県久留米市 筑後川水系流域治水プロジェクト）

- ▶ 平成30年7月豪雨を受け、令和2年3月に国・県・市で「下弓削川・江川総合内水対策計画」を策定
- ▶ ハード対策のひとつとして、久留米大学周辺及び下弓削川流域の浸水被害軽減を目的に、久留米大学御井キャンパスの敷地内に貯留施設を整備

◆ハード対策概要（久留米大学貯留施設 位置図）



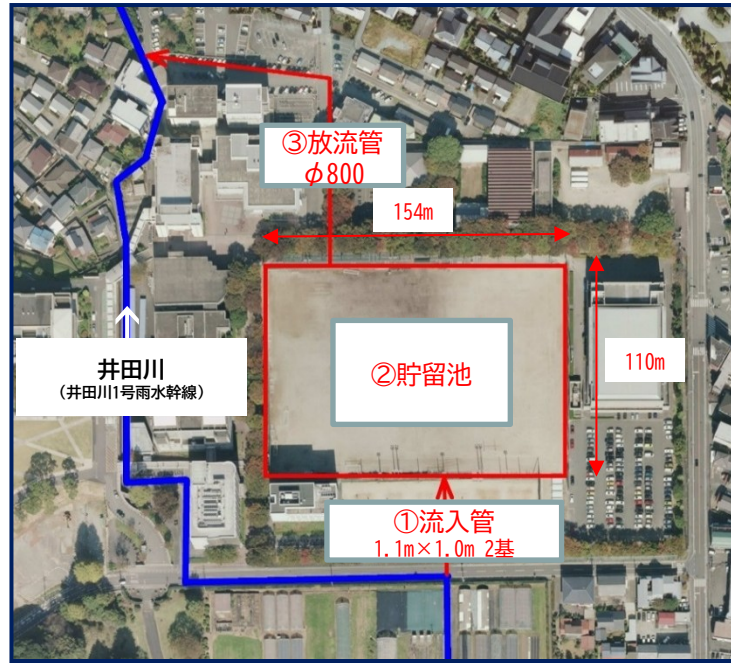
◆貯留施設概要

最大貯留容量：21,800m<sup>3</sup>(110m×154m×1.3m)  
 ※2.5mプール(2.5m×1.3m×1.3m)約52杯分  
 グラウンド掘下式 約2m

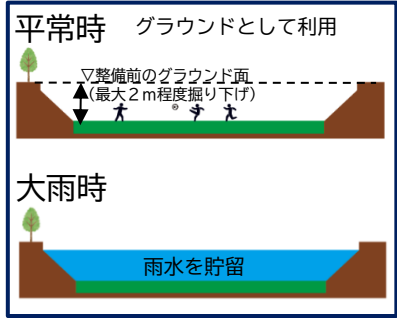
◆市と大学が整備に関する覚書を締結～官民連携して浸水対策～



◆貯留施設配置図



令和3年6月2日締結の様子



◆浸水被害の状況



◆事業の効果

井田川（幹線排水路）を流れる雨水を久留米貯留施設に貯留（貯留容量最大 21,800m<sup>3</sup>）することで  
 ○下弓削川下流域の浸水被害軽減 ○久留米大学周辺の浸水被害軽減

# 【事例】全国初の民間事業者による雨水貯留浸透施設の整備

## 全国初！民間事業者が雨水貯留浸透施設を整備へ



～三井化学株式会社大牟田工場が浸水対策に取り組みます～



- ❑ 大牟田市では、令和5年3月に「大牟田市排水対策基本計画」を策定し、国が示す「流域治水」の考え方にに基づき、行政のみならず、あらゆる機関、市民が協働して取り組む効果的・効率的な浸水対策を講じることで、大きな災害が発生しても生命や財産を守っていくことができる「災害に強いまちづくり」を進めています。
- ❑ 今回、その一環として、三井化学株式会社大牟田工場が、大牟田川流域内の所有地においてオンサイト貯留施設※を整備することになりました。国土交通省の防災・安全交付金（流域貯留浸透事業）を活用して民間事業者が行う取り組みとしては、「全国初」となります。また、福岡県及び本市においても設置費用に対する補助を行い、これを支援します。
- ❑ この取り組みは、大牟田川流域の治水安全度の向上に寄与し、本市中心市街地における浸水被害の軽減につながることが期待されます。

### 位置図



### 概要

- ❑ 事業者名：三井化学株式会社大牟田工場
- ❑ 設置場所：早鐘グラウンド（大牟田市早鐘34-1他、敷地面積約13,000㎡）
- ❑ 事業費：約18百万円（左記の内、5/6（国1/3、県1/3、市1/6）を補助）
- ❑ 事業期間：令和7年度



### ※オンサイト貯留施設とは

- ❑ 雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留とも呼びます。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の流域貯留施設あるいは、各戸貯留施設等がこれに当たります。

（出典：（公社）雨水貯留浸透技術協会HP）



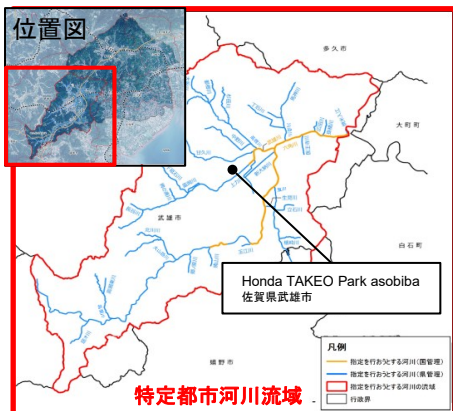
（出典：大牟田市記者発表資料から抜粋）

- 令和5年3月に特定都市河川等に指定された六角川流域の武雄市において、(株)ホンダカーズ中央佐賀は、ショールームや整備工場等の店舗に併設して、カフェや雨水貯留機能を兼ね備えた公園を整備※。
- 公園の真ん中をすり鉢状に掘り下げ、約1,120m<sup>3</sup>(25mプール約3個分)の雨水貯留が可能。
- イベント等での利用を通じて、市民の憩いの場としての活用も期待されている。

## Honda TAKEO Park asobiba

令和7年4月24日オープン！

※特定都市河川指定後、武雄市独自の奨励金（雨水貯留浸透施設整備補助金）活用の第一号



▲写真: ホンダカーズ中央佐賀のSNS (Instagram) から引用

R5.3.28	六角川等を特定都市河川指定（杵島橋より上流（武雄市、嬉野市））
R5.12	ホンダカーズ中央佐賀が、雨水貯留施設を兼ねた「asobiba」の申請・公表
R7.3.28	六角川流域水害対策計画策定
R7.4.24	「Honda TAKEO Park asobiba」オープン



▲写真: ホンダカーズ中央佐賀から提供



▲写真: ホンダカーズ中央佐賀から提供

### 武雄市長のコメント

「19、21年と3年間で2度の水害に遭って以来、命と暮らしを守ることを重点施策にしてきた。まちづくりは行政と企業、市民が一体となることで実現する。アソビバの完成をとっても喜んでいる」

▲佐賀新聞社運営のWEBサイト「さがから」より引用  
<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/1450276>

# 流域治水オフィシャルサポーター制度

○あらゆる関係者の協働により、流域治水に資する取組を促進し、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化するため、流域治水オフィシャルサポーター制度を令和5年度に創設

○令和7年度においては流域治水オフィシャルサポーターとして148の企業・団体等が参画

- (1) 企業等のウェブサイト、SNS、広報誌、ポスター等への情報掲載
- (2) 流域治水に関する広報資料の配布・掲示、アナウンス等

### ▼流域治水に関する広報資料の配付・掲示



- (3) 各種イベント、セミナー、学会、講座、研修等での紹介

### ▼講習会やイベントへの開催・協賛



### ▼水が流れるジオラマ模型を用いた都市型水害の再現・解説



- (4) 貯留施設の設置など自らの流域治水に資する取組



### ▼ビルへの貯留施設の設置及び運用



- (6) 自治体等との防災協定の締結、避難所としての場所の提供等防災活動への積極的な参加

### ▼自治体等との防災協定の締結



### ▼セニアカーを活用した避難訓練



### ▼物流施設の実車両による避難体験やVR(仮想現実)・AR(拡張現実)技術を採用した防災体験



# 『令和7年度 流域治水オフィシャルサポーター交流会』を開催

- 流域治水オフィシャルサポーター同士の交流を促進することで、企業・団体等による流域治水に資する取組の更なる推進を図るために交流会を開催。（令和6年度に引き続き2回目の開催）
- 事務局からの流域治水の動向に関する話題提供やサポーターからの取組発表、ポスター展示を通じたサポーター同士の自由交流等を通じ、企業・団体等の流域治水に関する機運醸成が図られた。

## 交流会の概要

■ 日時: 令和7年12月3日(水) 13:30～17:00

■ 会場: ビジョンセンター新橋(東京都)

■ 参加人数: 対面91名、WEB133名

### 【対面参加内訳】

- ・サポーター: 80名(49企業・団体等)
- ・国、自治体関係者: 11名(5組織)

### 【WEB参加内訳】

- ・サポーター: 56名(44企業・団体等)
- ・国、自治体関係者: 77名(67組織)

## ○ポスター展示/自由交流

- ・36企業・団体等のポスター展示
- ・WEB参加者に向けたポスター説明
- ・事務局ブース開設

### ポスター展示/自由交流



事務局ブースの設置



## ○取組発表

### 1. 「地域防災への取り組み【24時間防災体制】」 / 宮坂建設工業株式会社

(内容)

- ・親子防災教室や地域防災訓練、流域治水講習会などの開催を通じ防災教育への取組
- ・水防協力団体や「TEC-FORCE予備隊員」への登録などの地域防災への貢献

### 2. 「水害リスクマッピングシステム RisKma 浸水リスクを瞬時にキャッチ！！

～流域治水の推進に向けて～ / 株式会社建設技術研究所

(内容)

- ・水害リスクマッピングシステム(RisKma)の一般公開による水災害リスク情報の発信

### 3. 「自動販売機搭載型浸水センサのご提案

～産官学による浸水状況の把握に向けて～ / 大塚ウエルネスベンディング株式会社

(内容)

- ・自動販売機の電源・通信設備を活用し、離れた場所に設置された浸水センサと一体的に運用
- ・自動販売機の収益を浸水センサの維持管理に充当。

### 4. 「気象キャスターによる流域治水の取り組み」 / オフィス気象キャスター株式会社

(内容)

- ・マイ・タイムライン講演会やお天気魔法教室(子供向け)の開催による防災教育への取組
- ・所属の気象キャスター・気象予報士が国土交通省から「流域治水アンバサダー」に委嘱、流域治水の取組を発信

### 5. 「地方自治体が発行する水害対策事業を資金使途とした地方債への投資

～水害による家計・企業の損害発生予防や被害軽減に貢献～ / 東京海上日動火災保険株式会社

(内容)

- ・水害対策事業を資金使途とした地方債への投資
- ・横浜市「浸水レジリエンス債」への投資や三重県「みえグリーンボンド水害レジリエンス枠」への投資の紹介

### 取組発表の様子



# 流域治水オフィシャルサポーターの一覧(令和7年度)

 株式会社エコノス	 株式会社アラソフウェア	 株式会社ニージュック	 株式会社 ヤマワ	 一般社団法人 日本損害保険協会	 西江建設株式会社	 関西コントロール株式会社	 新太平洋建設株式会社	 ベルテックス株式会社	 一般社団法人 北海道河川財団	 株式会社日立製作所	 三井共同建設コンサルタント株式会社
 富坂建設工業株式会社	 一般社団法人 環境文化研究所	 株式会社田中地質コンサルタンツ	 アシアエンジニアリング株式会社	 株式会社 三弘	 一般社団法人 中部地域づくり協会	 株式会社 藤井組	 一般社団法人 中部地域づくり協会	 株式会社 藤井組	 一般社団法人 パフューサービス	 日本工業株式会社	 株式会社 水倉組
 日本ホーム株式会社	 公益財団法人 リパーフロント研究所	 水倉ネット 自家研	 株式会社 IHI	 株式会社 技研製作所	 一般社団法人 東北地域づくり協会	 佐幸建設設計株式会社	 一般社団法人 国土技術研究センター	 一般社団法人 河川情報センター	 MS&ADホールディングス	 MS&ADインシテランスグループ ホールディングス株式会社	 スズキ株式会社
 株式会社 東岡技術	 島建設株式会社	 一般社団法人 中国建設弘学会	 株式会社静岡新聞	 静岡放送株式会社	 株式会社 日ノワソリューションズ	 三井住友海上	 アゼックス株式会社	 飯田環境保全会	 国土交通省 国土院 国土政策研究センター	 損害保険ジャパン株式会社	 損害保険ジャパン株式会社
 株式会社毎日新聞	 やまがた マガキ ネットワーク	 株式会社 久保田建設	 株式会社TF	 一般社団法人 水戸川流域財団	 株式会社 田中組	 有限会社 モリケン	 株式会社 谷本建設	 ダイワハウジング株式会社	 Daiwa Technical Service	 アース製薬株式会社	 共同ワーク工業株式会社
 パシフィックコンサルタンツ株式会社	 一般社団法人 みなみあそび観光局	 セントラルコンサルタンツ株式会社	 株式会社 エイト日本技術開発	 エヌシステム・ロバースト株式会社	 インフラテック株式会社	 株式会社 リパーテック	 株式会社 プロテックエンジニアリング	 株式会社 久草製作所	 オアシスウェザーシステム株式会社	 一般社団法人 日本建築協会	 アジア航測株式会社
 一般社団法人 日本気象協会	 株式会社 ドコン	 特定非営利活動法人 水・防災機構	 昭和コンクリート工業株式会社	 日之出水産機株式会社	 Weather Center Network 気象キャスターネットワーク	 日本製菓株式会社	 株式会社 日本水コン	 一般社団法人 北陸地域づくり協会	 いてあ株式会社	 一般社団法人 日本建築協会	 山岡川流域森林組合
 株式会社 宇都宮建設	 ケイセイマキ建設株式会社	 株式会社 建設技術コンサルタンツ	 エー・ピー・エーエンジニアリング株式会社	 株式会社 ヤマコーポレーション	 東京海上日動	 沖電気工業株式会社	 西日本技術開発株式会社	 株式会社 吉田測量設計	 山岡川流域森林組合	 株式会社 江原製作所	 株式会社 EnPal
 株式会社 江原製作所	 北土建設株式会社	 特定非営利活動法人 福井川大河津商科産業の会	 応用地質	 株式会社 ジェー・エスタク	 株式会社 EnPal	 株式会社 オリエンタルコンサルタンツ	 西国建設コンサルタント株式会社	 東都土木工業株式会社	 株式会社 阿部組	 株式会社 宇都宮建設	 株式会社 EnPal
 株式会社 URLンケージ	 株式会社 環境防災	 協同エンジニアリング株式会社	 株式会社 第二アパサービス株式会社	 Ryuiki Survey&Plan	 第一環境株式会社	 株式会社 丸島アシステム	 株式会社 岸城建設コンサルタント	 太陽工業株式会社	 株式会社 マック	 伊藤組土壌株式会社	 高田建設株式会社
 伊藤組土壌株式会社	 アイコンヤマト株式会社	 東野建設技術株式会社	 新東工業水産組合	 丸島コンクリート工業株式会社	 株式会社 鹿島	 エアロトヨタ株式会社	 サントリーフーズ株式会社	 天然水 大塚山荘の森工場	 株式会社 パスコ	 バンドー化学株式会社	 株式会社 千代田コンサルタンツ
 株式会社 パスコ	 バンドー化学株式会社	 株式会社 千代田コンサルタンツ	 株式会社 大林組	 株式会社 YDKテクノロジーズ	 前田建設	 サントリーフーズ株式会社	 天然水 大塚山荘の森工場	 サントリーフーズ株式会社	 天然水 大塚山荘の森工場	 サントリーフーズ株式会社	 天然水 大塚山荘の森工場

148  
企業・団体等

流域治水オフィシャルサポーターHP→



# 地方債活用のあらまし

区分	事業名	対象施設 ※1			参考	地方債措置	
		公共施設 ※2		公用施設		充当率	交付税措置率
		社会基盤施設					
適正管理	①集約化・複合化	○			・ 複数の団体が連携して行う事業や国庫補助事業も対象 ・ グラウンド等の非建築物についても、維持管理経費等が減少すると認められる場合は対象	90%	50%
	②長寿命化	○	○		令和4年度から空港施設、ダム(本体、放流設備)を対象に追加		財政力に応じて 30%~50%
	③転用	○ 他の公共施設への転用		○ 公共施設への転用	①との組合せ(集約化・複合化した残りの施設の転用)も可能		
	④立地適正化	○			・ 国庫補助事業を補完する事業 ・ 国庫補助事業と一体的に実施する事業 } 対象		
	⑤ユニバーサルデザイン化	○	○	○	庁舎などの公用施設における段差解消やトイレの洋式化も対象		
	⑥除却	○	○	○			
防災・減災対策	⑦緊急防災・減災	○		○	社会基盤施設のうち、不特定多数の者が利用する施設の耐震化については対象	100%	70%
	⑧緊急自然災害防止対策		○		「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携して行う単独事業		
	⑨緊急浚渫推進事業		○		各分野での個別計画(河川維持管理計画等)に基づき緊急的に実施する単独事業		

(期間)①~⑥は令和8年度まで、⑦、⑧は令和7年度まで、⑨は令和6年度まで

※1 公営企業施設は対象外。

※2 公営住宅は対象外。

(留意点) 適正管理の①~⑥全ては公共施設等総合管理計画に基づき行われる事業で、⑥を除き、個別施設計画等に位置付けられた事業が対象。ただし、インフラ長寿命化基本計画において個別施設計画に記載することとされている事項(対象施設、計画期間、対策の優先順位の考え方、個別施設の状態等、対策内容と実施時期、対策費用)が個別施設計画と同種・類似の「施設整備計画」や「統廃合計画」等に全て記載されている場合は、個別施設計画を策定しない場合でも、集約化・複合化事業等の対象となる。

## 令和8年度

# 水管理・国土保全局関係 予 算 概 要

令和8年2月

国土交通省 水管理・国土保全局

# 目次

○ 令和8年度 予算の概要	・・・ P.1
○ 水管理・国土保全局関係予算	
1. 流域治水の加速化・深化	・・・ P.4
(1)総論 (2)河川・ダム (3)下水道 (4)砂防 (5)海岸 (6)ソフト対策	
2. 流域総合水管理の推進	・・・ P.33
2－1. 積極的な水利用の推進	・・・ P.37
(1)総論 (2)水の安定供給・有効活用 (3)カーボンニュートラル	
2－2. 流域環境の魅力や価値の向上	・・・ P.49
(1)総論 (2)良好な自然環境の保全・創出 (3)地域活性化 (4)水質管理	
3. 流域総合水管理を横断的に支える取組	・・・ P.58
(1)老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクル	
(2)水分野におけるDXの推進 (3)水を巡る国際社会への貢献	
4. 南海トラフ地震等の大規模災害への対応	・・・ P.74
○ 参考資料	・・・ P.80

# 予算の内訳

## ○ 一般会計予算

単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
一 般 公 共 事 業 費	<b>10,670</b>	<b>10,402</b>	<b>1.03</b>	1. 左記計数には、 (1) デジタル庁一括計上分を含まない。 (2) 個別補助化に伴う増分216億円を含む。  2. <>書きには、水管理・国土保全局以外の災害復旧 関係費の直轄代行分を含む。  3. 上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金4,597億円、 防災・安全交付金8,529億円がある。
治 山 治 水	<b>8,818</b>	<b>8,770</b>	<b>1.01</b>	
治 水	8,648	8,600	1.01	
海 岸	171	170	1.00	
住 宅 都 市 環 境 整 備	<b>250</b>	<b>249</b>	<b>1.00</b>	
都 市 水 環 境 整 備	250	249	1.00	
上 下 水 道	<b>67</b>	<b>64</b>	<b>1.05</b>	
水 道	<b>205</b>	<b>203</b>	<b>1.01</b>	
下 水 道	<b>1,330</b>	<b>1,117</b>	<b>1.19</b>	
災 害 復 旧 関 係 費	<393> <b>370</b>	<372> <b>300</b>	1.06 <b>1.23</b>	
公 共 事 業 関 係	<b>11,040</b>	<b>10,702</b>	<b>1.03</b>	
行 政 経 費	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>0.99</b>	
合 計	<b>11,050</b>	<b>10,712</b>	<b>1.03</b>	

## ○ 東日本大震災復興特別会計予算(復興庁所管)

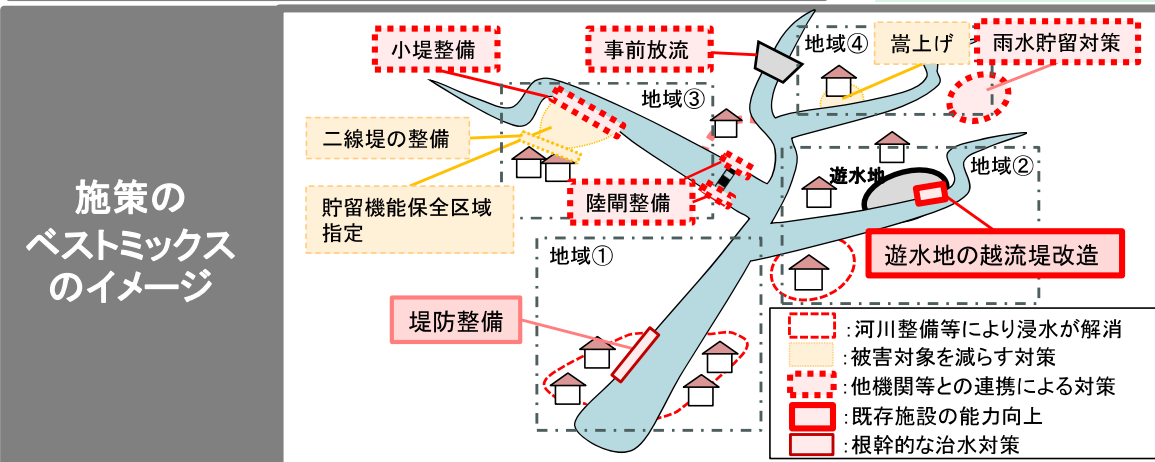
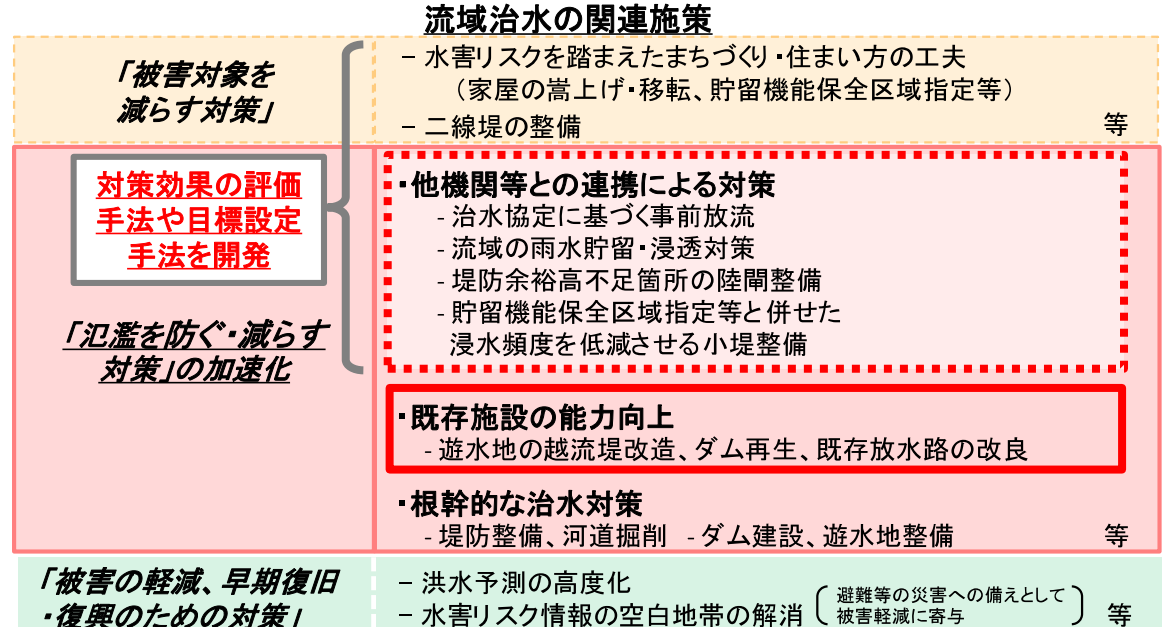
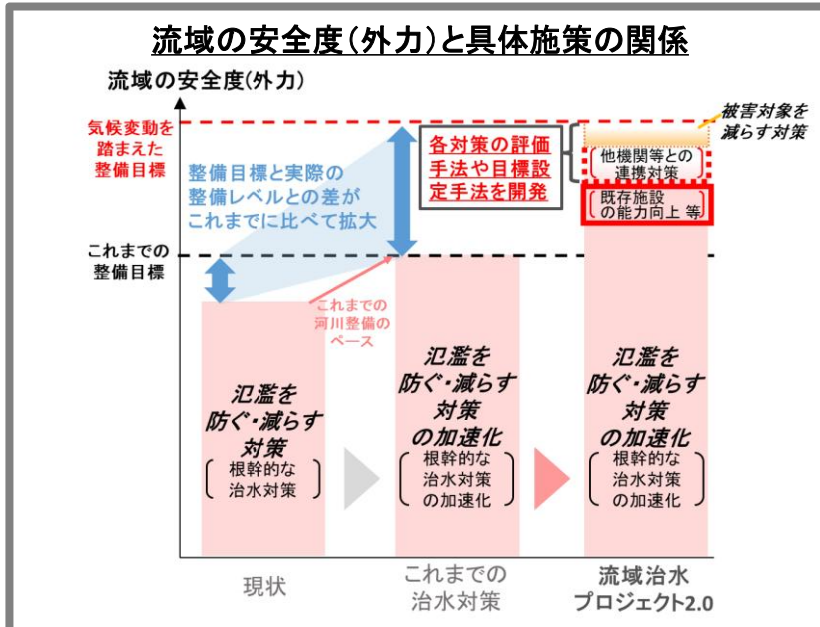
単位：億円

事 項	令和8年度	前 年 度	対前年度 倍 率	備 考
災 害 復 旧 関 係 費	<b>116</b>	<b>75</b>	<b>1.55</b>	左記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）13億円がある。
合 計	<b>116</b>	<b>75</b>	<b>1.55</b>	

(四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。)

# 流域治水の加速化・深化に向けた施策のベストミックス

○気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と実際の整備レベルとの差が拡大。この差を早期に埋めるため、氾濫を防ぐ・減らす対策である根幹的な治水対策に加え、**既存施設の能力向上等の対策を加速化するとともに、「他機関等との連携による対策」**(=氾濫を防ぐ・減らす対策)や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の**「被害対象を減らす対策」**について**効果の評価手法や目標設定手法を開発し、流域特性に応じた各対策の効果分析・目標設定を行い、流域毎の施策のベストミックスを検討・推進。**



- 各対策の効果の評価手法や目標設定手法を開発
  - 流域特性に応じた各対策の効果分析・目標設定を実施
  - 各地域の整備状況も踏まえ、地域毎の施策のベストミックスを検討・推進  
例(地域①②)根幹的な治水対策に加え**既存施設の能力向上等**の対策の加速化(地域③④) **整備目標と整備レベルの差が特に拡大しかわれない地区**では、「被害対象を減らす対策」「他機関等との連携対策」を積極的に推進
- ＜ベストミックス推進のための支援策＞
- ・1級水系の指定区間における流域対策を組み合わせさせた治水計画の検討促進【制度拡充P13】
  - ・貯留機能保全区域の指定推進【制度拡充P16】
  - ・部局連携による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫に対する技術的支援の強化 等

# 流域のあらゆる関係者の協働を駆動する流域対策効果の見える化

○ 支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、**オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化**を行うことで、自らの取組の効果が実感されることによる**参加機運の醸成や合意形成の促進**を図る。

## 背景・課題

- 流域治水の推進は、あらゆる関係者の協力が必要であり、そのためには**参加機運を醸成**することが必要。
- 中高頻度で発生する降雨により**支川流域や上流域等の小流域(スモールスケール)**で生じる洪水や内水に対して、**地形や土地利用の状況を踏まえ、様々な流域対策を組み合わせたことが必要。**
- 一方、様々な**流域対策を組み合わせたことにより被害を防止・軽減させる流域対策の目標や効果を適切に示すことができていない。**
- 地域の治水上の課題等を踏まえ、**地域の実情に即した目標を設定した上で、様々な流域対策を組み合わせたことによる効果の見える化**することで、関係者に**取組の効果が実感され、流域対策への参加機運が高まり、更なる施策のベストミックスが図られることが期待される。**

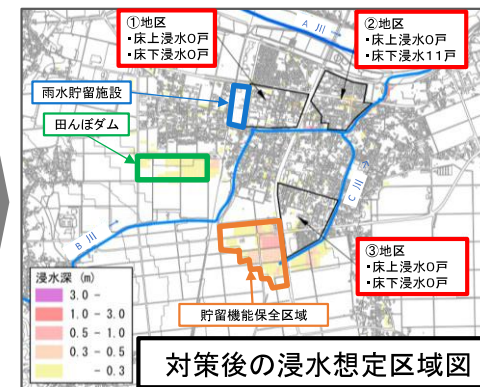
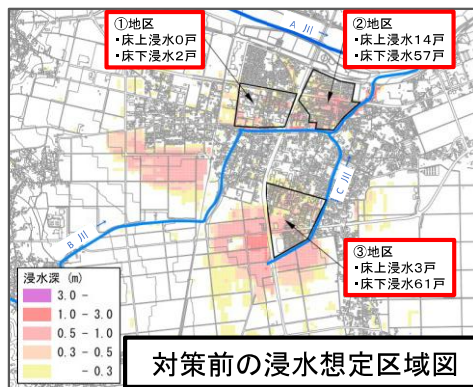
## 今後の取組

- 上流域や支川流域等の小流域(スモールスケール)で、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、**オーダーメイド方式で目標を設定し、流域対策効果の見える化**を行う。

### 流域対策の目標設定と効果の見える化のイメージ

《例：床上浸水解消に着目した目標設定》

流域対策メニュー：雨水貯留施設整備、田んぼダム、貯留機能保全区域による貯留 等



・家は床上浸水と床下浸水で被害が大きく異なることがポイント ⇒ **床上浸水戸数等で評価**



・農地の浸水被害は、収穫への影響がポイント ⇒ **浸水継続時間等で評価**

小流域に  
フォーカス

### 関係者と協働して行う流域対策例



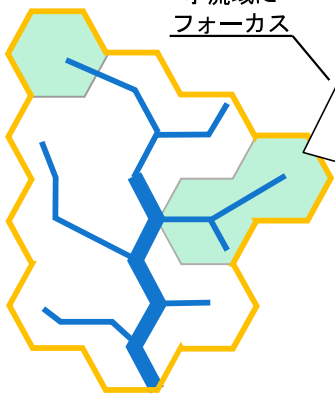
雨水貯留施設

田んぼダム (調整板設置)

中高頻度で発生する降雨に対して効果を発揮する流域対策の実施を促進し、地域の治水安全度向上を実現。



中高頻度で発生する浸水被害例



流域対策で被害軽減に取り込む小流域

1. 流域治水に関する取組について
2. 流域治水対策等の主な支援事業集(令和7年4月更新)
3. 国土強靱化実施中期計画を踏まえた河川・ダム事業の「見える化」について

